



休廃止鉱山鉱害防止施設等災害対策補助事業 第3次募集

募集期間

2020年6月12日から2020年7月2日まで

目的

本補助金は、休廃止鉱山（石炭鉱業及び亜炭鉱業に係るものを除く。）において停電や道路不通などの事態が発生した際においても坑廃水処理施設の機能が維持されるように、非常用発電機やそれに必要な燃料タンク、貯水槽等を導入することにより坑廃水処理施設の機能維持の向上を図ることを目的とするものです。

支援内容

▼事業内容

（1）非常用発電機の導入

停電が発生した場合でも、坑廃水処理を継続的に行うための電源供給を目的とした非常用発電機を導入及びそれに必要となる燃料タンクを設置する事業

（2）貯水槽の設置

停電や道路不通による薬剤供給の途絶により坑廃水処理が行えなくなった場合においても、坑廃水を貯水することにより継続的な坑

廃水処理施設の機能を維持することに資する貯水槽を設置する事業

（3）その他

上記以外の取組により坑廃水処理施設の機能維持の向上につながる事業

支援規模

▼補助率

中小企業者等：補助対象経費の2／3以内

大企業：補助対象経費の1／2以内

▼補助額

下限額：100万円

最終的な実施内容、交付決定額は、経済産業省と調整した上で決定することとします。

対象者の詳細

▼補助対象者

次に掲げる鉱山において、金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号）における採掘権者又は租鉱権者（鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第39条第2項の規定により採掘権者又は租鉱権者とみなされる者を含む。）であって、坑廃水処理施設の機能維持の向上を行う者。

①鉱業権の消滅している鉱山。

②鉱業権は存続しているが、採掘活動を終了した後、長期間が経過し、かつ、今後採掘活動が再開される見込みのない鉱山。

お問い合わせ

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付

担当：長尾、今村

電話：03-3501-1870

E-mail：kouzan-kayaku@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「休廃止鉱山鉱害防止施設等災害対策補助事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金